

離婚したら

18歳以下の こどもがいる方

離婚届	1 階 11 番	06-6957-9961
-----	----------	--------------

入籍届（本籍を別にする子を親の戸籍に入れる場合）	1 階 11 番	06-6957-9961
母子手帳（小学校入学までのこどもがいる方）	2 階 25 番	06-6957-9882
児童手当 手続き	2 階 26 番	06-6957-9173
児童扶養手当 新規申請		
ひとり親家庭医療証 新規申請		
保育料 変更手続き		

<もちもの>

- ・免許証等、本人確認書類 ・マイナンバー（個人番号）家族全員分
- ・家族全員の健康保険資格確認書

※マイナ保険証をお持ちの方は、「資格情報のお知らせ」又はマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」等の写し

- ・手当請求者の銀行預金通帳
（児童扶養手当に関しては、必要書類が条件によって異なりますので、事前に担当までお問合せください）
- ・母子手帳

令和8年7月
制度等の詳細につきましては、担当する課にお問い合わせください。